

第6次長野市高齢者福祉計画・第5期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)の策定について

保健福祉部 介護保険課
高齢者福祉課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

現行計画(第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン21))は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定したものであり、法令により3年ごとに見直すこととされている。

現行計画の最終年度が平成23年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに平成24年度を初年度とする「第6次長野市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン21)(以下「次期計画」という。)を策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第117条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定するものである。

■第6次長野市高齢者福祉計画

長寿社会にふさわしい高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画である。

■第5期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための事業計画を策定するものである。なお、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとする。

(3) 計画期間

平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの3か年間とする。

2 介護保険制度の見直しについて

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。法律案の概要は以下のとおり。

(1) 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（新たな指定は行わない）

(2) 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加

(3) 高齢者の住まいの整備等

- ①有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加
- ②社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。

(4) 認知症対策の推進

- ①市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

(5) 保険者による主体的な取組の推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

(6) 保険料の上昇の緩和

- ①各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用

3 次期計画における見直し事項について

次期計画の策定に当たり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理した。法律案及び今後国から示される指針に基づき、具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととする。

(1) 基本理念及び基本政策について

現行計画は、平成 26 年度の目標に至る中間段階として位置付けられていることから、次期計画においても、現行計画の基本理念・基本政策を踏襲するものとする。

現行計画の基本理念及び基本政策

【基本理念】

自分らしく 元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに
介護が必要になっても安心して生活できる 明るい社会を共に築きましょう

【基本政策】

- ①積極的な社会活動参加支援
- ②地域ケア体制づくり
- ③介護予防の推進
- ④介護保険サービスの基盤整備と質の向上
- ⑤認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

(2) 地域密着型サービスについて

新たに創設される「24 時間巡回・随時対応サービス」や「複合型サービス」をはじめ、日常生活圏域ニーズに対応した地域密着型サービスの提供及び必要供給量とその確保策について検討する。

(主な検討方法)

- 高齢者等実態調査・高齢者等一般調査（日常生活圏域ニーズ調査）
- 生活支援ソフトによる分析
- 地域カルテの作成
- サービス提供事業者調査
- グループインタビュー

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（仮称）について

新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向け、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、対象者及びニーズの把握や実施方法の検討を行う。

(主な検討方法)

- 高齢者等実態調査・高齢者等一般調査（日常生活圏域ニーズ調査）
- 生活支援ソフトによる分析
- 施策・事業評価

(4) 高齢者福祉事業について

計画に掲載している高齢者福祉事業のうち、主に以下の事業について、現状及び課題を分析するとともに、今後の方針について検討していく。

- ・おでかけパスポート事業
- ・敬老事業
- ・老人憩の家運営事業
- ・配食サービス事業
- ・在宅福祉介護料の支給事業
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業

(主な検討方法)

- 高齢者等一般調査

(5) その他高齢者施策について

次期計画においても、高齢者が暮しやすいまちを実現するために、高齢者福祉事業・介護保険事業以外の高齢者を対象とした施策も含め、計画を策定していく。

別紙 1

(6) 介護サービス見込み量及び保険料の設定について

被保険者数及び要介護認定者数の推計、給付実績の推移、利用意向の変化、サービス提供事業者の参入意向等の要素を総合的に分析し、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年分の介護サービスの見込み量及び介護保険料を設定する。

別紙 2

(主な検討方法)

- 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計
- 介護サービスの給付実績分析
- 介護サービス利用実態調査
- 国の見込み量推計ワークシート及び保険料算定ワークシートの活用
- サービス提供事業者調査

4 計画の策定体制について

別紙3のとおり

5 計画策定スケジュールについて

別紙4のとおり